

地鎮々壇法の一考察

—野沢の比較を中心に—

別所弘淳

一、はじめに

智山伝法院では、平成二七年度より「作法集研究会」という研究会を立ち上げ、その成果を智山伝法院選書としてまとめるべく活動している。その一環として、筆者は『現代密教』第二八号（二〇一七）に、『作法集』所収「地鎮々壇合作法」における一、二の問題」と題した拙論を投稿した。この拙論では、総本山智積院発行の『作法集』巻下に収められている「地鎮々壇合作法」と他の数種の次第とを比較して、その相違点を検証したが、用いた資料は、主に小野方のものに限られていた。

しかし、用いた資料の一つである『覚禪鈔』巻九二に、「地鎮法」において用いられる「五色玉」について、「小野説、埋^三加五色玉^一、広沢伝、五色石^{云々}」【和訳】小野流の説では加えて五色玉を埋め、広沢流の伝では五色石である。）とあるように、小野方と広沢方とでは、使用する支度物が相違していることが明らかとなった。

そこで本稿では、小野方と広沢方の地鎮々壇法を、主に用いられる支度物の点より比較し、その相違について、改めて検証してみたい。

二、地鎮々壇法とは

さて、小野方・広沢方の地鎮々壇法を比較する前に、この作法が如何なる作法であるのか、改めて確認しておきたい。

地鎮々壇法とは、「地鎮法」と「鎮壇法」とを合行する作法である。小野方の資料である、実運（一一〇五―一一六〇）の『諸尊要抄』卷一五と隆誉（一六五三―一七一）の『要法授訣鈔』卷中^③の記述にしたがえば、地鎮法とは、堂宇等を建立する以前に、鎮物を埋めて土地を鎮める地堅めの法であり、鎮壇法は、堂宇を建立し板敷を張る以前に、輪・楸を埋めて土壇を鎮める作法のことである。また、地鎮法と鎮壇法とを別々に修することが丁寧な作法であるとされているが、実運の時代には、地鎮法と鎮壇法とを合行する地鎮々壇法が修されるケースが多いと指摘されている。

さらに『諸尊要抄』には、地鎮法では賢瓶・五色玉を、鎮壇法では輪・楸を埋めることが両作法の相違点として指摘され、もし合行に修する場合は、瓶・輪・楸を埋めて五色玉は用いないことが説かれている。

一方で、広沢方の資料である『甲乙沢見』乙下には以下のように説かれている。

若被_レ行_二地鎮_一者、無_二鎮壇_一。又被_レ用_二鎮壇_一者、無_二地鎮_一。兩鎮之間、可_レ行_二一事_一。是則雖_レ有_二広略之不同_一、兩作法大旨無_レ異之故也。但共被_レ行_二丁寧之儀歟。有_二其例_一。^④

【和訳】もし地鎮法を行じたのであれば、鎮壇法は修さない。また鎮壇法を用いたのであれば、地鎮は行わない。兩作法のいずれかを行うべきである。これは兩作法に広・略の不同はあるものの、兩作法の趣旨が同じためである。ただし、この二作法をともに行うのは丁寧であろうか。兩作法を行った例がある。

このように、広沢方では、地鎮法と鎮壇法の目的は異ならないため、いずれかを修すればよいと説かれている。しかし、兩作法を行うことが丁寧ともされ、これは小野方と同様である。また、いずれかを修すればよいため、地鎮法と鎮壇法を合行する「地鎮々壇法」という作法自体がない可能性も指摘できる。

三、比較する資料

さて、小野方と広沢方の地鎮法・鎮壇法を比較するに当たって、用いる資料は以下のものである。

・小野方…『秘抄』（総本山智積院・二〇〇二）「鎮壇作法」^⑤
・広沢方…『沢鈔』（大正七八・二四八八番）、『甲乙沢見』（『伝法院流聖教』巻五（真言宗豊山派宗務所弘法大師千百五十年御遠忌記念事業委員会・一九八二）所収）「地鎮作法」・「鎮壇作法」

○『秘抄』

喜多院御室守覚法親王（一一五〇～一二〇二）輯。守覚は、野沢両流を大成するために、広沢方を仁和寺保寿院覚成（一一二六～一一九八）より、小野方を醍醐寺覚洞院勝賢（一一三八～一一九六）より受けた。守覚は、勝賢が累年書き献じた折り紙を調卷し、『野鈔（野月本鈔）』をなした。さらに守覚は、不審の箇所を書き出して

問決し、勝賢がその文面に自筆朱書きにて口決を書き加え、これを輯して『野決』をなした。さらに守覚は、『野鈔』と『野決』を取合わせて『野月鈔（野月新鈔）』を編纂した。守覚が、これを清書して勝賢に贈呈したところ、勝賢はこれを被覽して、「醍醐の秘事秘決この中に尽くせり」と称賛したことから、醍醐ではこれを『秘抄』と称する。

○『沢鈔』

覚成記。覚成は、師である保寿院流祖永嚴（一〇七五―一一五一）より授法された諸尊法等の折り紙を記して守覚に授けた。守覚は、これを類聚して十巻とし、覚成の口伝を裏書き・傍注に加えたものが『沢鈔』である。なお、同様の経過を経た『沢見鈔』六巻があるが、これは諸尊法のみを収載したもの。「沢」は広沢、「見」は覚成の「覚」の偏字。

○『甲乙沢見』

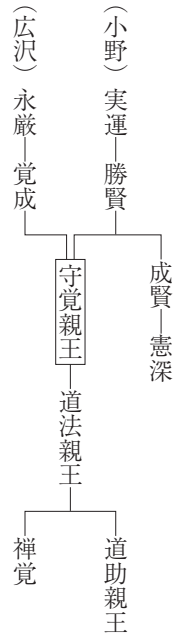
撰者未詳。一説には仁和寺相応院大僧都禅覚（一一七四―一二二〇）の撰述とする。広沢方相伝の諸尊法を類聚したもので、『沢鈔』十巻とおおむね同じものである。

すなわち、『秘抄』と『沢鈔』は、共に守覚法親王が編纂にかかわったものであり、比較するに適した資料といえるであろう。ここに挙げた学匠を血脈で示せば以下の通りである。

脇机	脇机
壇	壇
	築杵二枚
	槌二枚
新鋤鍬	新鋤鍬
大幔	大幔二帖
『秘抄』	『沢鈔』・『甲乙沢見』

それでは、小野・広沢における地鎮法・鎮壇法には如何なる相違があるのであろうか。用いる支度物を比較すれば、以下の通りである。

四、『秘抄』と『沢鈔』・『甲乙沢見』に示される支度物の比較



五葉	五香	五宝	賢瓶一口(蓋付)	鈴杵	酒水・塗香・散杖	燒香(火舎)	闍伽・塗香・華鬘				菓子十六杯			飯八杯		礼盤
菓種	五香	五宝	金銅瓶一口(蓋付)		酒水・塗香・散杖	燒香(火舎)	闍伽・塗香・華鬘	打鳴・撞木	灯台四本	五色絹幣各色一枚	菓子五杯	餅五杯	五穀粥五杯	仏供五杯	高机	礼盤

地鎮々壇法の一考察

この表の『沢鈔』・『甲乙沢見』の中、金銅瓶・五宝・五香・薬種・名香・五穀・五色米帛銭・白芥子・五色糸・輪・楸・闕伽桶・上紙・小刀・散供米は、高机の上に安置するものであり、新鋤・槌・築杵・五穀粥・大小土

					五穀粥	燈油	蘇蜜	楸八本	輪八枚	五色糸一本		五穀		
散供米	小刀二柄	上紙二帖	闕伽桶	大小土器	五穀粥			楸四本	輪一枚	五色糸二本	白芥子一裹	五色米帛銭(金・銀・銅各七枚)	五穀	名香

器は、その高机の辺に安置するものである。

それでは、『秘抄』と『沢鈔』・『甲乙沢見』の支度物のうち、特に大きく相違する点を挙げてみたい。

- (一) 瓶への納入物
- (二) 壇上荘嚴
- (三) 輪・楸の数

(一) 瓶への納入物

まず瓶に納入するものであるが、『秘鈔』では、瓶の中に五宝・五香・五葉・五穀の四種、いわゆる二十種物を納入している。それに対して『沢鈔』・『甲乙沢見』では、その二十種物の他に、五色米帛錢（金・銀・銅各七枚）計二十一枚を納入している。

この五色米帛錢がどのようなものか不明であるが、『沢鈔』の次第には、「次金銅瓶蓋盛銀錢廿一枚并五宝・五葉等以五色糸結之」⁽⁶⁾（和訳）金銅瓶（蓋あり）銀錢二十一枚ならびに五宝・五葉等を盛り（納め）五色糸で瓶を結ぶ）とあり、また『甲乙沢見』には「次金銅瓶中入二錢二十一枚一錢金・銀・銅各七枚」⁽⁷⁾（和訳）金銅瓶の中に錢二十一枚（金・銀・銅錢各七枚）を入れる）とあることから、帛錢（布で錢の形を模ったもの）ではなく、實際の錢を納入する可能性も指摘できる。

『沢鈔』・『甲乙沢見』と同じく広沢方の西院流の聖教である『西院八結』第五結の「新御願地鎮事」には、瓶内に納める錢を「銀錢廿一枚」⁽⁸⁾とし、また同じく西院流の聖教である『金玉』においても、「五宝等二十種物并

【銀錢廿一文入壺覆蓋】⁹⁾【和訳】五宝等の二十種物ならびに銀錢二十一文を壺に入れて蓋で覆う)として、金・銀・銅ではなく、銀錢を納入することが指示されている。この銀錢について、『金玉口訣』には、壇上荘嚴に用いる幣の材質や切り様について解説する中で、以下のような問答がみられる。

問うていわく、瓶に入れる銀錢も絹または紙にて切るや。これもまた十二文を一連にするか、いかん。
師の答えにいわく、実の銀錢なり。人間の所用の宝を入れる¹⁰⁾。

すなわち、西院流においては、瓶中に納入する銀錢は絹や紙ではなく、実際に用いられている銀錢を用いるようである。

なお、『沢鈔』には、「地鎮雖加入金・銀等錢、鎮壇不用之也」¹¹⁾【和訳】地鎮では金・銀等の錢を(瓶に)加え入れるが、鎮壇ではこれを用いない)とあるように、この錢を瓶内に納めるのは地鎮のみで、鎮壇においては納入しないことが説かれている。

(二) 壇上荘嚴

次に、壇上荘嚴の相違について検討してみたい。『秘抄』には、壇上の荘嚴が以下のように説かれている。

正面庇建壇^{増益}行^之弁^之備供物等。飯八杯・菓子十六杯。壇四面分置^レ之。一方飯二杯・菓子四杯也。……(中略)……
閑伽一前并鈴杵・灑水・塗香等^{如常}置^之。壇中央置^{賢瓶}。……(中略)……巡^{其瓶}八方^置輪八枚、其輪上各横置^一概一枚。^{始自東方置之。一方各輪一概一枚也。}¹²⁾

【和訳】次に、正面の庇に建てた壇に供物等を備える。飯八杯・菓子十六杯。壇の四面に分けてこれを置く。

一方に飯二杯・菓子四杯である。……(中略)……常のように関伽器等を前に置き、並びに鈴杵・洒水・塗香等を置く。壇の中央に賢瓶を置く。その瓶の八方に輪八枚を置き、それぞれの輪の上に横に楯を置く。東方から置きはじめる。一方に輪・楯を一枚ずつである。

すなわち、壇の四方に飯二杯・菓子四杯を備え、関伽器や鈴杵・洒水・塗香等を常のように置き、壇の中央に瓶、その八方に輪・楯を置いて、壇上を莊嚴している。

一方、『沢鈔』・『甲乙沢見』では、以下のように説いて、壇上を莊嚴するように指示している。

壇中央并同四方立^{ママ}五色幣¹³。黄色中、青色東、赤色南、白色西、黑色北。每^二五方幣前^一皆備^二仏供一杯・五穀粥一杯・餅・菓子各一杯^一。

壇四隅各立^二灯台一本^一供^二灯明^一。当前立^二礼盤一脚^一、敷^二半畳^一、左右立^二脇机^一。左机置^二塗香・灑水器并散杖等^一、右机置^二打鳴・撞木^一。¹⁴

【和訳】壇の中央ならびに壇の四方に五色の幣を立てる。(黄色は中央、青色は東、赤色は南、白色は西、黒色は北である)。それぞれの五方の幣の前に仏供・五穀粥・餅・菓子をそれぞれ一杯備える。壇の四隅にそれぞれ灯台一本を立てて灯明を灯す。壇の前に礼盤一脚を立て、半畳を敷き、左右に脇机を立てる。左の机には塗香・洒水・散杖などを置き、右の机には打鳴と撞木を置く。

『沢鈔』・『甲乙沢見』では『秘抄』とは異なり、瓶・輪・楯を壇上に置かず、五色の幣を立てているのが最も大きな特徴といえるであろう。この幣がどのようなものかといえは、『沢鈔』・『甲乙沢見』には、「夾^二五色絹^一幣各一棒、即随^二各色^一彫^二銭形^一繫^レ之¹⁵」とあるように、五色の絹を串に挿んで幣とし、そこに銭形を繫げたものである。

なお、『西院八結』の「新御願地鎮事」においても、五色の幣が用いられていること¹⁷から、広沢方の地鎮作法・鎮壇作法においては、壇上荘厳に幣を用いることが通用であると考えられる。なぜ幣を立てるのかについては不明であるが、一点指摘できる点として、土公供との関係が挙げられる。

そもそも土公供とは、『要法授訣鈔』巻中に、「禁裏公方家ならびに堂社仏閣の造営の時は地鎮鎮壇の法を修し

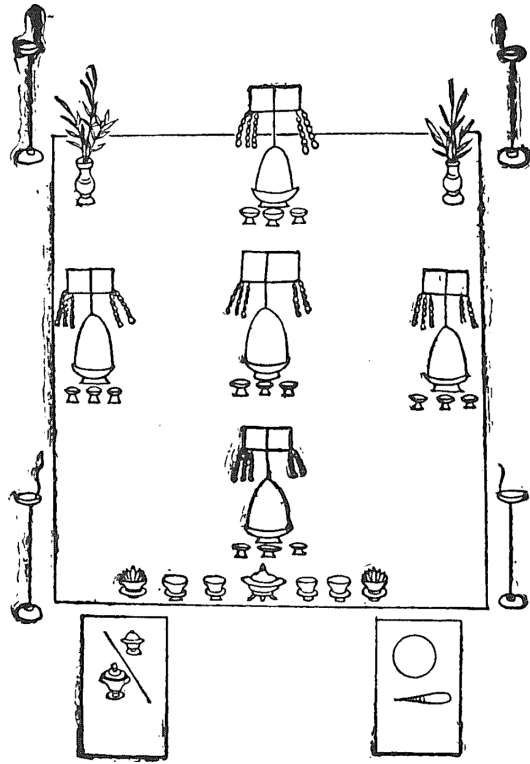


図1 『沢鈔』・『甲乙沢見』における壇上荘嚴¹⁶

て、この作法を修せず。仏家においては坊舎、在家にありては常の家屋造立の時に、いまだ造立せざる以前に建てる所の地において、この作法を修するなり¹⁸⁾とあるように、僧侶の坊舎や一般家屋造立の際に修される作法である。この作法においてどのような幣を用いているのかといえは、『要法授訣鈔』巻中には、以下のように説かれてゐる。

幣帛 〈幣は奉書あるいは杉原紙、幅一寸、長さ二寸に切り、正中より折り、折り目を幣串に挿むなり〉。

……(中略)……細書にあるいは十二本など、今時は五本を用いるなり。五本の幣をもつて、築くところの二尺四寸ばかりの壇の上に、かくのごとく…、五方に立つるなり。

各懸具など。銭形とは擬銭なり。あるいは銀銭をいう。また紙をもつて作るゆえに紙銭という。十二銭を連ね貫く象(かたち)、これは一歳を十二月に形どる。……(中略)……第一の穴に紙捻を貫き幣串に、幣を挿む本に縛り付く。¹⁹⁾

このように、串に紙を挿み、擬銭を串に繋げ、壇の五方に立てている。この形は、先述した『沢鈔』・『甲乙沢見』に説かれる幣と、材質・色の相違はあるものの、類似したものといえるであろう。したがって、広沢方の地鎮法・鎮壇法は、土公供の莊嚴が参酌されている可能性が考えられるのである。²⁰⁾

また、この五色幣の特徴としてもう一点挙げることができるのが、先に引いた文の割註に、「黄色中、青色東、赤色南、白色西、黒色北」として、立てる幣の色と方角が示されていることである。この幣の立て様は、『西院八結』第五結「地鎮供物図」に、「中央―白、東―赤、南―黄、西―青、北―黒」と示されていることも相違しているものであり、『沢鈔』・『甲乙沢見』独自の配置であるとも考えられる。この『沢鈔』・『甲乙沢見』に説かれる五色幣の配置は、五行説に基づいたものであろう。五行説とは、古代中国の思想であり、陰陽道においても

用いられたものである。

なぜ『沢鈔』・『甲乙沢見』において五行説に基づいた幣の配置がなされるのか、これについても不明である。しかし、広沢方と五行説から想起されるものとして、伝法院流の祖である興教大師覺鑿（二〇九五～一一四三）撰『五輪九字明秘密釈』を挙げることができる。覺鑿は、この著作において五大と五行を関係付け、以下のよう

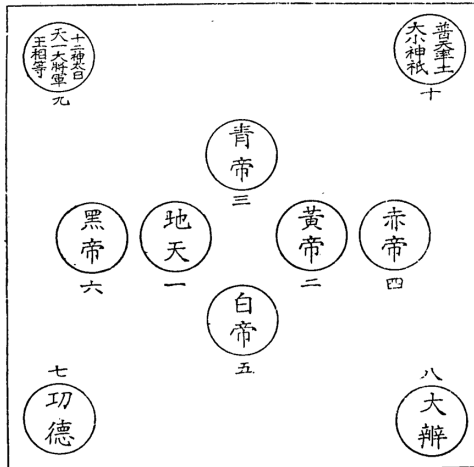
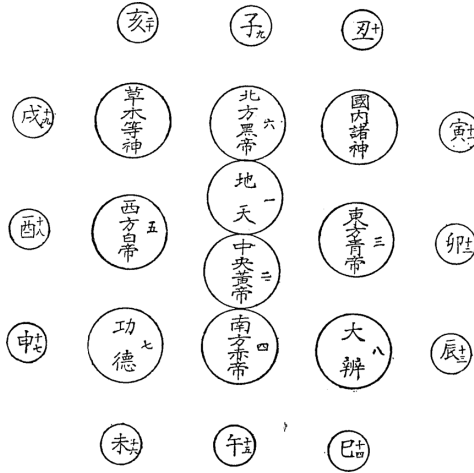
に説いている。

丑	土	地	鎮星	中央	黄	土公	堅牢地神
辰	水	辰星	北方	黒	水天	龍神	江河水神
巳	火	熒惑星	南方	赤	火天	火神	
未	金	太白星	西方	白	金神	風天	
申	木	空	歳星	東方	青	木神	虚空天

これを見れば明らかのように、『五輪九字明秘密釈』に説かれる方角と色の組み合わせは、『沢鈔』・『甲乙沢見』に説かれる五色幣の配置と同じである。

さらに、台密の著作ではあるが、静然（一一一五～一四）撰『行林抄』卷八二の「地天法」には、以下のような曼荼羅（地天曼荼羅）、並びに記述が示されている。

図2 『行林抄』の地天曼荼羅²³⁾



随^レ方勧請。至心謹請、堅牢地天、大弁功德、中央黃帝、東方青帝、南方赤帝、西方白帝、北方黑帝……(後略)²⁴⁾

この曼荼羅に描かれる中央黃帝、東方青帝、南方赤帝、西方白帝、北方黑帝も、『沢鈔』・『甲乙沢見』の五色略の配置と全く同じであることが指摘できるのである。この地天曼荼羅について、『密教大辞典』では、

是れ勧請の曼荼羅にして普通の懸曼荼羅又は敷曼荼羅には非ず。……(中略)……地天と大弁天功德天との

外は概ね仏教中に平生祭らざる所なり。黄帝・青帝等の五帝はその一部を陀羅尼集經九に説けりと雖も、是れ陰陽家の五行説に基けるものの如し。要するに右二曼荼羅は共に陰陽家の義を混じて考案せられたるものならん。

と説かれている。この記述は、地天と五行説とが密接にかかわっていることを示したものと捉えることができよう。広沢方の地鎮法と鎮壇法は、ともに地天を本尊とする作法である。したがって、地天と関わる五行説が、地鎮法・鎮壇法にまで影響を与えていると考えられるのである。

なお、『西院八結』第五結には、「土用中鎮壇有無事⁽²⁵⁾」という項目が収録されている。ここでは、「土用に鎮壇を行つてよいのか否か」が議論され、土用中に鎮壇法を行つてはいけないという鳥羽僧正範俊（一〇三八―一一二二）の説や、円宗寺⁽²⁶⁾の常行堂・灌頂堂の鎮壇法が土用に行われていたこと等が挙げられている。ここで重要なのは、鎮壇法と土用が関連付けられていることである。なぜならば、土用は五行説における季節の変わり目のことを指すためである。すなわち、この鎮壇法と土用が関連付けられた議論がなされている点からも、地鎮法・鎮壇法と五行説との関係性を指摘することが出来るのである。

(三) 輪・楸の数

次に、用いる輪と楸の数に注目してみたい。まず『秘抄』では、表に示した通り、輪八枚、楸八本を用いる。それに対して『沢鈔』・『甲乙沢見』では、輪一枚、楸四本のみで、『秘抄』と比較して用いる数が少なくなっている。

それでは、これらの輪・楸はどのように用いられるのであろうか。『秘抄』では、輪・楸の埋め様について、

以下のように説かれている。

次取^二東方^一、穴中立^レ之、次取^二同方^一輪、楸上根貫置。以^三不動呪^一加持了後、誦^二帝釈真言^一、粥三杓入^二穴中^一。供^二帝釈^一了後、以^レ土埋^レ之。……(中略)……如^レ次鎮^レ之、皆各方穴中立^レ楸、貫^二置輪^一、誦^二各方天呪^一、供^二粥三杓^一了。埋作法皆准^二帝釈方^一耳²⁷。

【和訳】次に(壇上の)東方の楸を取って穴の中に立て、同じ方角の輪を取って楸の上に貫き置く。不動真言によって加持した後、帝釈天の真言を誦して五穀粥三杓を穴の中に供じ、土でこの穴を埋める。……(中略)……順にこれらを鎮めるに、すべての方角(八方)の穴に楸を立て、輪を貫き置き、各方角の天の真言を誦し、五穀粥三杓を供するのである。埋納の作法は東方の帝釈天に准ずる。

このように、『秘抄』では、八方の穴すべてに楸を立て、その上に輪を置いている。これに対し、『沢鈔』・『甲乙沢見』では、輪・楸の埋め様を以下のように説明している。

次、所^レ掘穴中央置^レ輪、輪上置^二件瓶^一、立^二件弊^一并置^二飲食・灯明等^一。其後始^レ自^二東方^一、如^レ前置^二鎮供等^一。然後立^レ楸^二曳^二五色糸^一、以^レ土埋^レ之²⁸。

【和訳】次に掘った穴の中央に輪を置き、その上に瓶を置き、弊を立て、並びに飲食・灯明等を置く。その後東方から、同じように鎮供を置く。そして楸を(四隅に)立てて五色糸を曳き、土で埋める。

すなわち、広く掘った穴(穴を掘るのは一か所のみ)の、中央のみに輪を置き、他の方角には置いていない。また、楸は四隅に立て、そこに五色糸を曳き巡らせている。このように、埋納作法の相違によって、用いる輪・

榧の数が相違しているのである。

五、まとめ

以上、小野方の『秘抄』、広沢方の『沢鈔』・『甲乙沢見』に説かれる地鎮法・鎮壇法を主に支度物より比較し、その相違点について考察してきた。

これらを通じて理解されることは、小野方と広沢方の地鎮法・鎮壇法が大きく相違しているということである。特に、壇上荘厳については、『秘抄』では瓶・輪・榧を壇上に配置するのに対し、『沢鈔』・『甲乙沢見』では、瓶と五色幣を配置している点が大きな相違点である。

また、この五色幣については、幣を立てる方位が五行説に基づいていることを指摘した。すなわち、広沢方の地鎮法・鎮壇法は、「密教の儀礼に五行説が取り入れられたもの」といえるであろう。

埋納作法についても、輪・榧の数や、その埋納方法が相違していた。さらに広沢方では、穴の中央の輪の上に瓶を置き、前述の五色幣を壇上荘厳時の方位の通りに立てていることも、小野方の埋納作法と相違する点である。この作法が如何なる經典・儀軌に基づいたものかは不明であるが、相違する理由として考えられる点の一つ挙げて、稿を終えることとしたい。

小野方の『秘抄』における埋納作法は、地面の中央、八方に穴を掘り、中央に瓶、八方に輪・榧を埋納するものである。そして瓶を埋納する際には地天の真言を、輪・榧を埋納する際には、その方角に准じた八方天の真言をそれぞれ唱えている。これは瓶を地天とし（瓶は地天の三昧耶形）、輪・榧を八方天に見立てたものと考えられる。²⁹

一方で広沢方の『沢鈔』・『甲乙沢見』では、中央に地天の三昧耶形たる瓶を、五方に五帝（西院流では五仏）³⁰に見立てた幣を立てている。つまり、『秘抄』は八方天を重視し、『沢鈔』・『甲乙沢見』は五行説に基づいた五帝を重視しているのである。すなわち、埋納作法においても、五行説の影響がみられると考えられるのである。

註

- (1) 『覚禪鈔』卷九二（大正図像五・三五二頁中）
- (2) 『諸尊要抄』卷一五（大正七八・三三六頁中〜下）
- (3) 『要法授訣鈔』卷中（稲谷祐宣『真言秘密加持集成』（東方出版・一九九八）二四五頁上）。以下頁数のみ示す。
- (4) 『甲乙沢見』乙下（『伝法院流聖教』（真言宗豊山派宗務所弘法大師千五百年御遠忌記念事業委員会・一九八二）卷五・一三五頁下〜一三六頁上）。以下頁数のみ示す。
- (5) 『秘抄』では「鎮壇作法」となっているが、内容を見ると瓶・輪・概を共に埋納しているため、実際は地鎮法と鎮壇法を合行する「地鎮々壇作法」である。
- (6) 『沢鈔』卷九（大正七八・四七〇頁上）
- (7) 『甲乙沢見』乙下（『伝法院流聖教』卷五・一三七頁下）
- (8) 『西院八結』第五結（弘法大師千百年御忌事務局・一九三四・二二六丁右）。以下頁数のみ示す。
- (9) 『金玉』「地鎮」（大本山石山寺・一九八四）二丁左
- (10) 『金玉口訣』（『西院流諸尊法口訣』（青山社・一九九六）五
- (11) 『沢鈔』卷九（大正七八・四七〇頁下）
- (12) 『秘抄』（総本山智積院・二〇〇一・一九二頁〜一九三頁）。以下頁数のみ示す。
- (13) 「幣」の字は、本来は「幣」であるべき（「幣…たおれる・たおす・やぶれる・つかれる」）。「幣…ぬさ・神に供える絹・おくりもの」だが、引用文献では間々「幣」となっている。「幣」の字一々に「ママ」と表示するのは煩雑であるため、以下「ママ」の表記は省略する。
- (14) 『甲乙沢見』乙下（『伝法院流聖教』卷五・一三七頁下）
- (15) 『沢鈔』卷九（大正七八・四七〇頁上）
- (16) 『沢鈔』卷九（大正七八・四七〇頁中）
- (17) 『西院八結』「新御願地鎮事」（二二六丁右）に、「夾三五色絹一幣各一棒、即随各色彫三銭形繫之」とある。
- (18) 『要法授訣鈔』卷中（二五二頁下）
- (19) 『要法授訣鈔』卷中（二五二頁上〜下）
- (20) 土公供と広沢方の地鎮法・鎮壇法について、上田豊城氏は

- 〔広沢方は土公供と同じ趣旨に基づき、地天を土公神と習い、五帝龍王すなわち五仏と習ってこれに供す作法である〕（上田靈城『真言密教事相概説―諸尊法・灌頂部―下』同朋舎出版・一九九〇・三八三頁）と指摘している。なお、上田氏が「五帝龍王すなわち五仏」としたのは、上田氏の用いた広沢方の資料が、『沢鈔』や『甲乙沢見』ではなく、『西院八結』であるためである。五仏については次註21を参照されたい。
- (21) 『西院八結』「地鎮供物図」（二二七丁左）における五色幣の配置は、胎藏五仏の配置（胎藏界立ての壇上荘嚴）と同じである。なお、『東寺寶菩提院相承 西院流能禪方伝授録』六（種智院大学密教学会、一九八二・九三頁）に示される壇図では、「中央―白、東―青、南―黄、西―赤、北―黒」と、金剛界立ての壇上荘嚴に即した配置となっている。
- (22) 『五輪九字明秘密積』（興大全下・一一三五頁～一一三七頁）
- (23) 『行林抄』卷八二（大正七六・五〇〇頁上、五〇一頁下）
- (24) 『行林抄』卷八二（大正七六・五〇〇頁上）
- (25) 『西院八結』第五結（一一三丁左～一一三丁右）
- (26) 円宗寺とは、仁和寺の南傍にあった寺院。延久二年（一〇七〇）に後三条天皇の勅願によって創建されたが、現在は廃寺（廃亡年代不詳）である。
- (27) 『秘抄』二〇二頁～二〇四頁
- (28) 『沢鈔』卷九（大正七八・四七〇頁中）
- (29) これについては、既に上田靈城氏が「小野方の地鎮々壇は、地天（瓶）および八方天（輪橛）を供す作法で『聖無動尊安鎮家国等法』（大正蔵二二卷）の所説に準じている」（上田靈城『真言密教事相概説―諸尊法・灌頂部―下』同朋舎出版・一九九〇・三八二頁）として指摘している。
- (30) 西院流の五仏については、前註21を参照されたい。

（キーワード）
地鎮々壇法 作法集 小野 広沢